

# 利用者負担額の算定にかかる寡婦（寡夫）控除のみなし適用申請書

年 月 日

（提出先）松山市長

（申請者）	住 所	松山市
	氏 名	印
	電話番号	
（対象児童）	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	氏 名	
	生年月日	年 月 日

寡婦（寡夫）控除のみなし適用について、添付書類を添えて申請します。

私は、所得を計算する対象となる年の12月31日及び申請日現在において、**婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む）がなく、生計を一にする20歳未満の子※がいる**ことを申し立てます。

申請内容に虚偽があった場合、寡婦（寡夫）控除のみなし適用の取り消し、当該申請において適用された利用料の減額分等の全額を返還することに同意します。

※子は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の扶養親族となっていない場合に限る

児童扶養手当又はひとり家庭医療費助成制度の申請をしていない場合は、その理由を以下に記入してください。

--

年 月 日 氏 名 印

## 【添付書類】

- 1 申請者及び子の戸籍全部事項証明書
- 2 このほか必要に応じて、その他の書類（各種証明、申立書など）の提出を求めることがあります。

## 【注意事項】

- ・生活保護受給者、非課税の方、住民票が松山市にない方は適用対象外です。
- ・みなし適用を実施しても、所得の状況等によっては利用料の減額等にならない場合があります。
- ・世帯の状況や所得状況など、該当要件に変更が生じた場合は速やかに申し出てください。
- ・所得税及び住民税は軽減されません。